

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年5月28日

千葉県知事 殿

提出者

住 所 千葉県船橋市宮本4-17-3

氏 名 京成建設株式会社 建築本部

建築本部長 浅田 哲

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 047-435-6331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京成建設株式会社 建築本部 千葉県管轄工事
事業場の所在地	千葉県管轄区域内
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	前年度の元請完成工事高 180億円
③従業員数	150人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別添3 別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組) ■環境目標より現状を把握し、建設廃棄物の発生抑制に努める			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3 別紙集計表のとおり	—
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組) ■環境目標より建設廃棄物の発生状況を確認し、計画の見直しを行う			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ■産業廃棄物の種類 燃え殻、建設汚泥、廃油、廃プラスチック、紙くず、段ボール、金属くず、ガラス・コンクリートくず・陶磁器くず、石膏ボード、繊維くず、コンクリートがら、アスコンがら、がれき類、安定型混合廃棄物、管理型混合廃棄物、石綿含有廃棄物、廃石綿等 ■分別に関する取組 ・新築工事、解体工事での分別収集による副産物の再資源化と再資源化材の積極的採用 ・分別率アップによる混合廃棄物の抑制と最終処分場への埋立処理の削減 ・中間処理施設での分別、再資源化率アップへ向けて能力のある処理施設の採用 ・令和6年度新築工事分別率82.3%、解体工事分別率95.5%、全工事分別率88.8%を達成
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ■産業廃棄物の種類 現状に同じ ■分別に関する取組 現状に同じ

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t		t
	(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t		— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t		— t
	(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
①現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

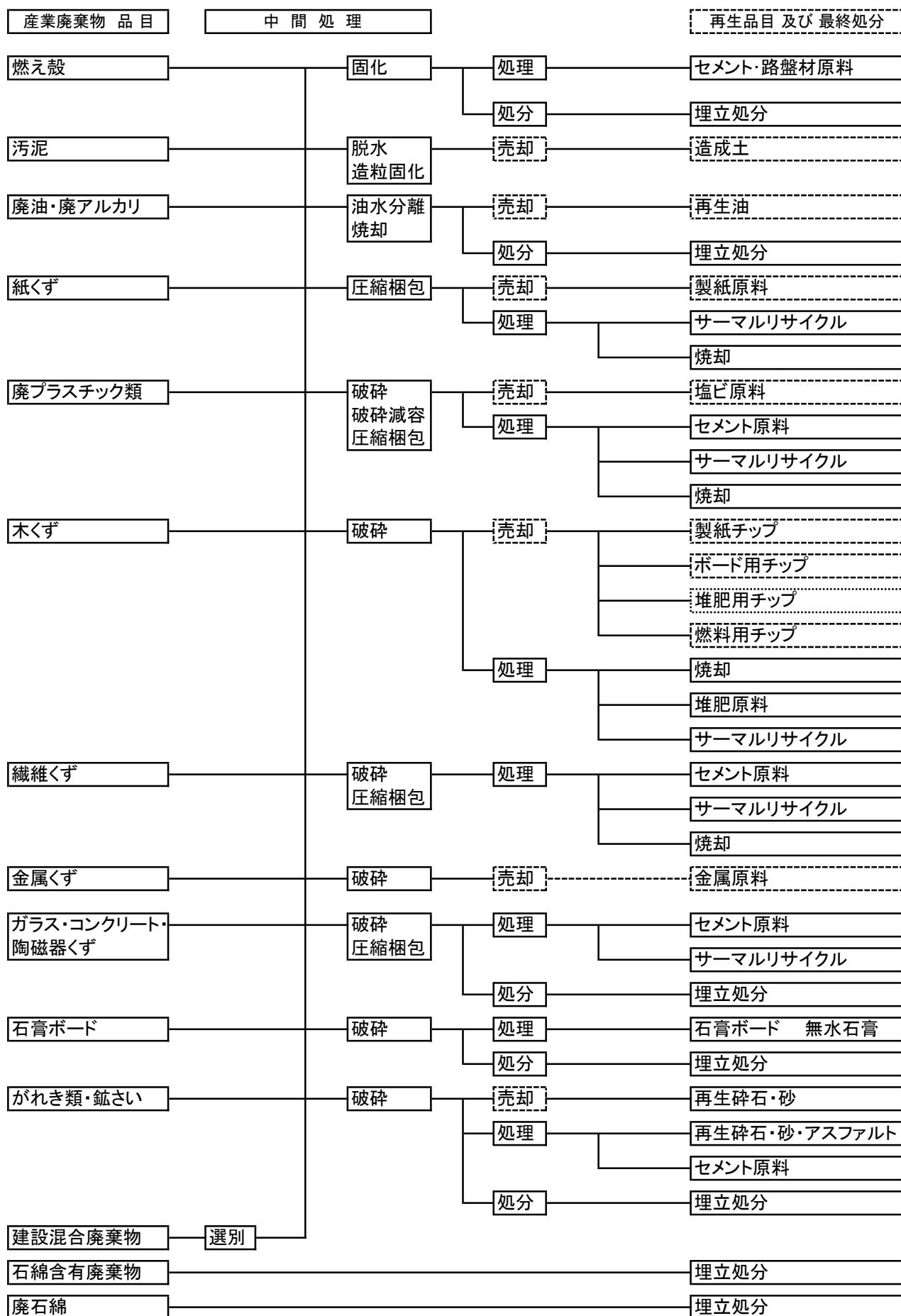
	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別添3 別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
①現状	(これまでに実施した取組) ■廃棄物処理委託業者の評価を行い、法規制遵守・社会ニーズ・再資源化率の高い業者へ処理を委託		

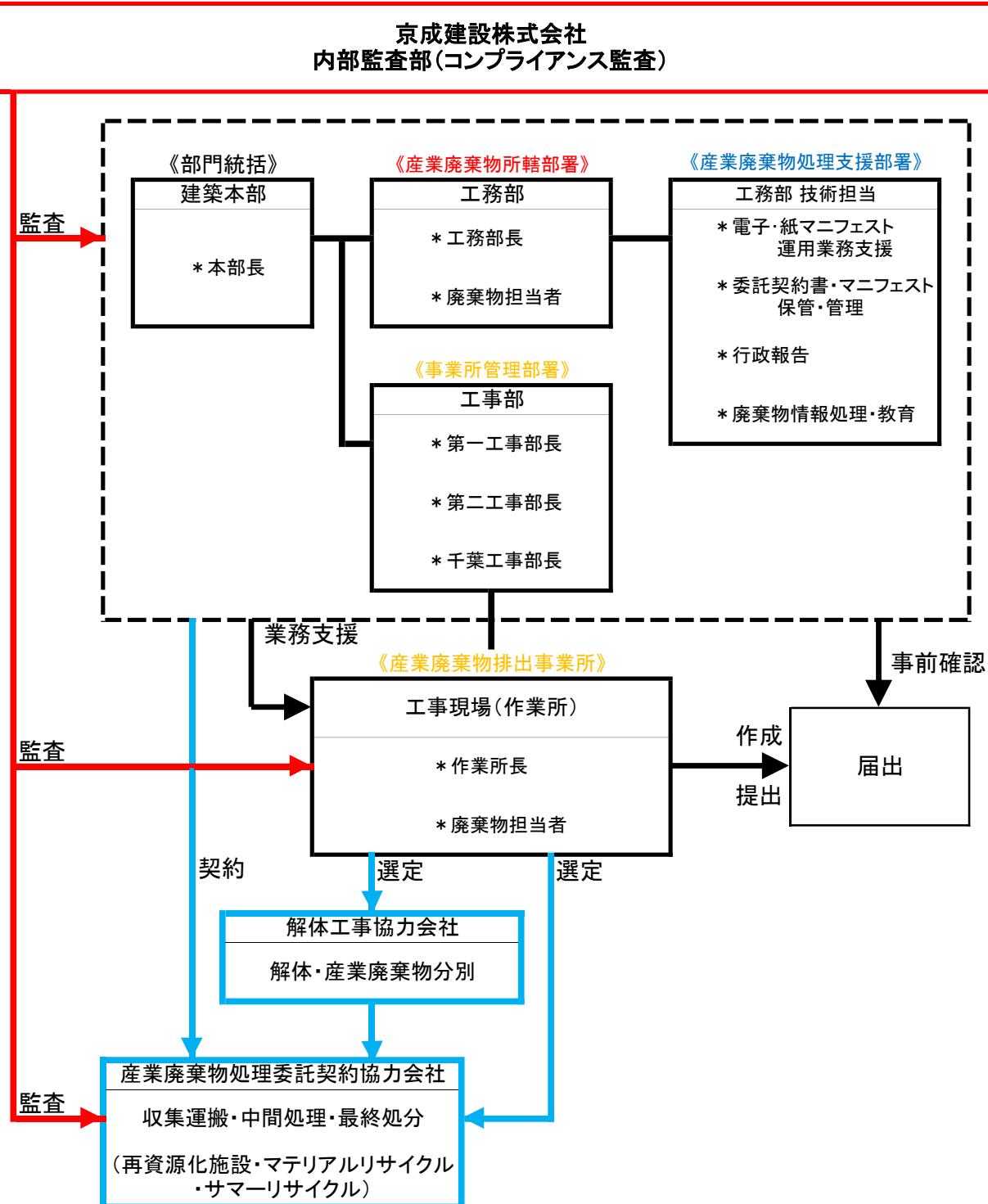
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別添3 別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) ■現状に同じ			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



(管理体制図)
京成建設株式会社 建築本部 産業廃棄物管理体制

計画書 別添3 別紙集計表

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																			
【前年度（令和6年度）実績】																			
①現状	産業廃棄物の種類		汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（安定型）	建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
	排出量	1,591.48 t	321.56 t	23.40 t	1,685.78 t	44.69 t	137.64 t	33.00 t	37.98 t	968.86 t	516.90 t	580.54 t	13.13 t	393.77 t	125.12 t	0.50 t			
【目標】																			
②計画	産業廃棄物の種類		汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス陶磁器等くず	廃石膏ボード	コンクリート片	アス・コン片	その他がれき類	建設混合廃棄物（安定型）	建設混合廃棄物（管理型）	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品		
	排出量	1,400.50 t	282.97 t	20.59 t	1,483.49 t	39.33 t	121.12 t	29.04 t	33.42 t	852.60 t	454.87 t	510.88 t	11.55 t	346.52 t	110.10 t	0.44 t			

計画書 別添3 別紙集計表

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項